

社会福祉法人千代田会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千代田会(以下「当法人」という。)定款第8条及び第21条の規定により、評議員及び役員(理事及び監事)(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等(常勤とは、当法人就業規則の適用を受ける職員と同様の勤務時間を執る者をいう。以下同じ。)については、報酬等、賞与及び退職金を支給する。
 - (2) 非常勤役員等(常勤以外の者。以下同じ。)については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職金は、常勤役員等として円満に任期を満了又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 非常勤の理事長については、別表1のとおり業務に応じた報酬を支給することとし、退職慰労金は、評議員会の決議に基づき支給することができる。
- (2) 非常勤の理事長の通勤手当は、当法人職員給与規程第14条から第18条を準用し、勤務日数に応じ支給する。
- (3) 非常勤役員等(理事長を除く。)が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合の報酬については、別表2に定める額を支給する。
- (4) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、当法人旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当及び宿泊料)を支給する。

(支給日及び支給方法)

第4条 第2条及び前条に規定する理事長に対する報酬等その他の支給日及び支給方法は、当法人職員の例による。

- 2 非常勤役員等(理事長を除く。)に対する報酬等は、当該会議等に出席した都度、支給する。

(保険等)

第5条 役員等は、法律の定めるところにより、社会保険等に参加する。ただし、労働者災害補償保険の加入対象外となる役員等については、民間保険会社の傷害保険の適用を受けることができるものとする。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、この規程に基づく役員報酬等を支給しないものとする。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年6月21日から施行する。

(社会福祉法人千代田会役員等旅費及び費用弁償支給規程の廃止)

2 社会福祉法人千代田会役員等旅費及び費用弁償支給規程は、廃止する。

別表1 非常勤理事長の報酬

役 職 名	出勤日数	報酬の額
理 事 長	週3日	月額195,000円

別表2 非常勤役員等(理事長を除く。)の報酬

会 議 等	支給単位	報酬の額
評議員会、理事会及び法人監査への出席、その他の法人及び施設業務のための出勤	1回	10,000円